

機械警備業務委託仕様書

1. 業務名

機械警備業務委託

2. 履行期間

令和7年10月1日～令和12年9月30日

3. 警備対象施設及びその概要

泉佐野市立第一小学校 他30施設 ※別紙の機械警備対象一覧のとおり

4. 入札金額見積方法

- (1) 機器の維持管理に係る費用、設置費用、撤去費用の一切を含めて、見積金額を算定すること。
- (2) 月額を算定すること。

5. 業務内容

「受注者の業務提供条件」

- (1) 受注者は別紙の機械警備対象施設に、警報機器を設備し、業務提供時間中、当該警報機器より感知される異常の有無を基地局において自動的に表示する機械設備をなし、また当該機械設備の正常作動を局において確認し得るに必要な機器を装置するものとする。
- (2) 本契約上の業務を遂行するため、受注者は教育責任者及び警備担当員ならびに従業員に必要な研修教育をなし、責任感厚く誠実で健康な者をこれに従事させるものとする。
- (3) 業務提供期間中、受注者は機械管理責任者を定め、基地局に設置される機器表示板により契約物件の異常の有無を間断なく監視すると共に、定期的に警備担当員と連絡を保ち、警備の安全を図るものとする。
- (4) 受注者は業務遂行中、前条に記載する方法及びその他の事由により、契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく（25分以内に。以下同じ。）緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い必要な処置を執らせるものとする。
- (5) 警備担当員が突発の傷害あるいは疾病等の事由によって勤務を完全に履行し得ないときには、受注者はその真実を知った後遅滞なくその交替要員を派遣するものとする。
- (6) 上記（1）に定める機器に関し発注者が行う機器の操作は別途定めるものとし、受注者の使用する機械・機器・警備装具、その他の器具すべては、受注者が設置し貸与し受注者の専有に属するものとする。
- (7) 受注者は（1）に定める機器及び機械設備に関し、機器を正常に維持するため保

守点検を定期的に行い、また毎日機械設備の正常な機能を点検するとともに、2日に1回以上の施設の巡回を行い、局において正常作動及び施設の安全を確認しなければならない。なお、その場合において受注者は、発注者に巡回の報告をしなければならない。万一警報機器の故障により作動に異常を生じたときは遅滞なく整備上の安全処置を講ずるものとする。

- (8) 本業務の目的のため、発注者が受注者に委託した発注者の鍵は、勤務中の警備担当員の責任において保管し、その他の場合には受注者の金庫に保管するものとする。
- (9) 受注者は、発注者又はその関係者が警備担当員又は受注者の従業員の過失により被る損害又は受注者の責に任ずべき事由により、発注者が被る損害一件につき下記賠償額を限度として発注者及びその関係者に補償するものとする。
 - 2 前項の損害賠償限度額は1事故につき、対人賠償と対物賠償を合わせて計10億円とする。
 - 3 前2項の損害賠償請求は、その損害額が確定できた日から30日以内に書面により、受注者に請求するものとする。
- (10) 受注者は、契約物件について(1)に定める機械設備により感知した異常事態にかかる(4)に定める行為の報告を速やかに書面により発注者に提出するものとする。

「防犯提供業務」

- (11) 受注者は、契約対象物件にかかる盗難、その他不良行為の予防又は早期発見、拡大防止の為の業務を提供する。
- (12) 受注者の業務実施時間は発注者から警報機器の作動開始(以下「セット」という。)の信号を受注者の基地局で受けたときから、発注者から警報機器の作動解除(以下「解除」という。)の信号を受注者の基地局で受けたときまでとする。
 - 2 発注者は警報機器をセットするときは、契約対象物件について、扉や窓等の施錠、残留者や潜伏者の有無、その他異常の有無を点検し異常のないことを確認したうえで行なわなければならない。
- (13) 受注者は警報機器により感知、送信された侵入異常情報をその基地局で受信したときは遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の確認を行い必要と認めたときは、遅滞なく電話にて110番通報し、警察に緊急出動の要請を行なうと共に必要な処置をとる。
 - 2 受注者は前項の業務遂行に際し、必要と認めたときは予め定められた順序に従って、発注者のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡し、現場確認のための出動を要請するものとする。

「火災監視提供業務」

- (14) 受注者は、受注者の警報機器又は受注者が認めたシステムに結線した発注者の自動火災報知設備によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視業務及び火災異常を受信したときにおける119番通報業務並びに緊急対処の業務を提供する。
 - 2 業務実施時間は終日とする。

- (15) 受注者はその基地局で火災異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件内の発注者の緊急連絡先に電話にて連絡し、火災発生と判断したときは、直ちに電話にて、119番通報し消防機関に緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を現場に急行させ必要な処置をとらせるものとする。
- 2 前項において、契約対象物件内の発注者の緊急連絡先に電話をしても緊急連絡不能の場合は、受注者は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、火災の有無の確認を行うと共に、必要と認めた場合は電話にて119番通報し、消防機関に緊急出動を要請するものとし、緊急要員に必要な処置をとらせるものとする。

6. その他

- (1) 別紙の各施設における警備に必要な警報機器を設置すること。
- (2) 対象施設のうち、大木小学校、日根野中学校及び次世代育成地域交流センターについては、部分解除の設備が必要な施設であるため、設置については、施設管理担当課と調整のうえ設置すること。
- (3) 本契約については、契約期間中に指定管理者制度への移行、民営化等により施設数が減少したときは、その都度契約を変更するものとする。
- (4) 当該業務を実施するにあたり、警報装置の規格・性能及びその設置場所を示す図面等を記した警備計画書を発注者に提出すること。
- (5) 本業務の契約締結後、令和7年9月30日までの間に、各施設管理担当課と作業日程等を調整のうえ、警報機器を順次設置し、令和7年10月1日から全対象施設の機械警備が実施できるようにすること。但し、委託料の発生は令和7年10月1日からの警備分とする。
- (6) 受託者は、各施設の請求予定金額（月額）を発注者に提出すること。
- (7) 受託者は、当該業務の履行期間中、人権に関する研修を年1回以上実施すること。
また、求めがあった場合は研修実施後に研修実施報告書を発注者に速やかに提出すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、これを定めることとする。